

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第一号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第一号中「第二条第十八号」を「第二条第一号の三」に改める。

様式第二十五号中

連絡先		電話番号
担当者	担当者氏名	

連絡先		電話番号
担当者	担当者氏名	

を

--	--	--	--	--

に改め、同様式の別紙を次のように改める。

※整理番号

特定化学物質の名称及び取扱量

番 号				
特定化学物質の 名 称				
特定化学物質の 区 分 (該当する区分の 下に管理番号等を 記載すること。)		第一種指定化学物質	第一種指定化学物質	第一種指定化学物質
		第二種指定化学物質	第二種指定化学物質	第二種指定化学物質
		その他の特定化学物質	その他の特定化学物質	その他の特定化学物質
取 扱 量 (kg)				
内	使 用 量 (kg)			
	製 造 量 (kg)			
訳	取 扱 量 (kg)			

- 備考 1 「取扱量」の欄には、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計を記載すること。
- 2 「使用量」の欄には、事業所において事業活動に伴い使用した量を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 3 「製造量」の欄には、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）を記載すること。
- 4 「取り扱う量」の欄には、入荷した特定化学物質等を自ら使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業、燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）を記載すること。当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いて求めること。
- 5 別紙が2枚以上になる場合には、「番号」の欄の番号を通し番号とすること。
- 6 特定化学物質の管理番号等は、「特定化学物質取扱量報告書記入要領」を参照すること。
- 7 ※印の欄には、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、埼玉県生活環境保全条例施行規則第十七条第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県生活環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。